平成２４年（フ）第２０２号
釧路市中島町１番244号　ロジェ中島２号405号室
破産者　西　　孝子
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１６０号
神奈川県川崎市多摩区菅１―10―29　コスモハイツ104号、開始決定時の住所盛岡市長田町１番５号
破産者　佐々木宗一郎
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２６０６号
横浜市中区野毛町１丁目52番地　キャッスル野毛中央505号室
破産者　河内　暢也
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３６号
横浜市保土ケ谷区藤塚町12番１―N306号
破産者　武田　幸雄
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３７号
横浜市港南区港南台５丁目１番19―203号
破産者　五味はるみ（旧姓下村）
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１０号
横浜市泉区上飯田町1255番地４
破産者　山上　美穂
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４９号
横浜市神奈川区栗田谷６番53号
破産者　江袋　正浩
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８号
山梨県上野原市上野原2329番地
破産者　山中　譲二
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第９号
山梨県上野原市上野原2329番地
破産者　山中　幸子
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第５６６号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目15番22―208号　ロイヤルシャトー高丘東
破産者　泉仁樹こと　朴　　仁樹
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
奈良市あやめ池南４丁目１番８―306号
破産者　北里　史子
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第７６３号
広島市佐伯区五日市中央２丁目11番２―301号
破産者　黒田　　学
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９０号
山口市神田町10番30号
破産者　國弘　　直
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３００号
香川県高松市十川東町485番地３　ドリームハイツＫＥＮ３棟201号室
破産者　内村　和晃
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３９号
高知市大津乙935番地１
破産者　坂本　康博
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４０号
高知市大津乙935番地１
破産者　坂本　祥代
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５５３号
長崎県長崎市大橋町５番９号　新天地ビル503号
破産者　髙野　一廣
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６４号
長崎県長崎市愛宕３丁目14番５―205号、旧住所長崎県長崎市銀屋町２番12号
破産者　髙田　雅文
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７５３号
熊本市北区兎谷２丁目15番52号
破産者　山口　征夫
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係